

在校生・保護者の方へ

1. 規則正しい生活を心がけよう

当たり前のことですが、欠席・遅刻をしないこと。やむを得ず欠席・遅刻をする場合は、必ず学校へ連絡してください。欠席等、諸届けのしかたは次の通りです。

- ① 欠席・遅刻をする場合は、学校へ保護者の方からクラッシーや電話で連絡をしてください。

電話番号 072-432-2004

(朝は8:00以降でお願いします)

FAX 番号 072-432-5278

- ② 登校後、何らかの理由で早退・外出が必要になった場合は、必ず担任に届け、許可を得てください。
- ③ 体育の授業を見学する場合は、体育の授業が始まる前に本人から担当の先生に申し出てください。
(場合によっては診断書・意見書等の提出が必要な場合があります。)

遅刻が一定回数以上になると遅刻指導 (裏面参照) をおこないます。

【学校遅刻】

登校時に遅刻 (8時40分チャイムの鳴り始め) した場合は、「学校遅刻入室許可証」が必要です。職員室で「入室許可証」に必要事項を記入し、遅刻担当の先生の判をもらったうえで、授業担当の先生に「入室許可証」を渡して教室に入室してください。

【授業遅刻】

毎時間の授業遅刻の場合は、「授業遅刻入室許可証」が必要です。学校遅刻と同様の手続きをして、授業に入りなさい。入室許可証を持っていない生徒は、教室に入室できません。移動教室等での授業遅刻にも気を付けましょう。

【早退】

職員室へ行き、事情を自分で説明し「早退許可証」を発行してもらってから下校しなさい。早退許可証がなかったら無断早退となり別途指導になるので注意しましょう。

2. 持ち物の自己管理を

持ち物については必ず記名し、自分で管理してください。多額の現金や貴重品は持ってこないことが基本ですが、やむを得ず持参した場合は、肌身離さない、あるいは担任に預ける等の対応をお願いします。男子の柔道着以外、教室内に私物を置いて帰ることはできません。

下足ロッカーと自転車は必ず施錠しましょう。ロッカーの鍵番号を忘れないこと。

3. 携帯電話・タブレット端末について

授業中に作動したり、触っていた、机の上に置いていた場合は預かり指導を行います。SHR中・授業中・集会中は電源やアラームを切り、カバンに入れておくことを徹底して下さい。

作動した場合や操作した場合については、指導 (裏面参照) をおこないます。

4. 頭髪・服装指導について

【頭髪】

染色・脱色・パーマ・カール・エクステ等は厳禁します。違反者はすぐに直してもらいます。繰り返しの違反や指導に従わない場合は別途指導となります。

【服装】

防寒着は必ずブレザーの上から着用すること。違反者は預かりになります。

式典時は白カッターにネクタイ・リボンを着用すること。

アクセサリー (ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット (ミサンガ、リストバンドを含む)) は禁止です。違反時は、即時預かります。担任が保管し年度末まで返却はできません。

スカートは、巻き上げない、切らない腰の位置で着用しましょう。スラックスは裾を巻き上げないこと。腰で履かず、ベルトを締めましょう。

制服の改造 (短くしたり、縫う) があった場合は学校で預かり指導となります。

帽子は校舎内での着用は禁止となっています。

5. 言葉遣いについて

会話するときはきちんとした言葉遣いをしましょう。それは学校現場でも一緒です。また、他人が聞いて不快に感じるような言葉や人権侵害のような発言があった場合、別途指導対象となります。

私生活から言葉遣いを直していきましょう。

6. 通学路に関して

交通事故や迷惑にならないように注意しましょう。自転車の2人乗りや並列走行、歩きスマホ等は危険です。やめましょう。

また、本校指定の通学路を守り登下校しましょう。(裏面参照)。

7. SNS 使用に関して

フェイスブック、X (旧ツイッター)、ライン、ブログ等を利用する際はマナーを守ること。写真の掲載や書き込みは本人の了解なく行ってはいけない。また他人を誹謗中傷する内容を書き込まない。犯罪に巻き込まれる可能性があるため、個人を特定できる情報を書き込まないとともに、ネット上で知り合った相手とは実際に会わない。

学校としても SNS の使用に関して上記のようなことがあった場合、別途指導の対象となります。



学校遅刻指導の要項

生活指導部

遅刻の増加が本人の成績不振・留年・進路未定、まわりの人への迷惑となっていることから、遅刻を減らすための指導・援助を行う。

各期間

第1期	学校開始時	～	5月16日(木)
第2期	5月24日(金)	～	6月27日(木)
第3期	7月5日(金)	～	10月15日(火)
第4期	10月23日(水)	～	12月5日(木)
第5期	12月13日(金)	～	2月14日(金)

※3年生の第5期は1月24日(金)まで

累積には該当しない。(各期間でリセットされる。)

各期間3回学校遅刻が発生した時点で保護者に連絡させていただきます。そのまま改善されなく遅刻が5回になれば遅刻指導対象者になります。

《指導対象のカウントについて》

- ・学校遅刻と同様の各期間でカウントする
- ・この期間中に5回に達した時点で学年指導を行う
- ・その後3回授業遅刻する毎に指導を行う (8回 11回 14回 17回・・・)
- ※学年指導に従わない場合には別途指導を行う
- 授業開始後の『トイレ退出』や『忘れ物を取りにいく』などの場合も入室許可証が必要です。

携帯電話・タブレット端末指導について

生活指導部

※ テスト及び授業時は電源を切りカバンの中に片付けること。
授業・HR・集会中に作動したり触っていた場合

- 1回め・・・担任指導
担任が預かり放課後に指導のうえ返却します。
- 2回め・・・学年生指指導
学年生活指導部員が放課後に課題と指導を行います。その後返却します。課題の量は回数ごとに違います。
- 3回め・・・学年生指指導
学年生活指導部員が放課後に課題と指導を行います。その後返却します。
- 4回め・・・生活指導部長指導
生指部長が放課後に課題と指導を行います。その後返却します。
- 5回め・・・生活指導部長訓告
生指部長が放課後に課題と指導を行います。保護者の方に来校して頂き、生徒と一緒に指導を行います。携帯電話・タブレット端末は保護者の方に返却します。

2020年4月1日改定

2021年4月1日改定

2022年4月1日改定

2023年4月3日改定

2024年4月1日改定